

会 社 名 旭 化 成 株 式 会 社 代表 者 名 代表 取 締 役 社長 工藤 幸四郎 (コード番号: 3407 東証プライム市場) 問合 せ 先 広報部長 楠神 輝美

(TEL 03-6699-3008)

各 位

取締役及び監査役の金銭報酬額、

取締役に対する株式報酬制度、取締役報酬の決定方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役の金銭報酬額の上限及び監査役の金銭報酬額の上限を引き上げるとともに、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度を一部改定する議案を 2022 年6月下旬開催予定の第 131 期定時株主総会(以下「本株主総会」)に付議すること、そして、それらをご承認いただくことを条件に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、取締役報酬の妥当性および決定プロセスの独立性・客観性・透明性を確保するため、本内容については、社外取締役が過半数の委員を占める報酬諮問委員会における審議を経ております。

記

1. 取締役及び監査役の金銭報酬額の改定について

現在の取締役の金銭報酬額は、2014年6月27日開催の第123期定時株主総会において、年額6億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)とご決議いただき、また、監査役の金銭報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内とご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、多様で優秀な人材を確保するため有効な報酬水準とすべく、当社の財務状況と外部環境を考慮のうえ、取締役及び監査役の金銭報酬額の上限について、取締役の報酬額を「年額8億円以内(うち社外取締役分は年額8000万円以内)」、監査役の報酬額を「年額1億8,000万円以内」に引き上げることを本株主総会においてお願いするものであります。

2. 取締役に対する株式報酬制度の改定について

(1) 主な改定内容

当社は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、それらを株主の皆様と共有することで、当社グループにおける持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する意欲を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度(以下「本制度」)を2017年6月28日開催の第126期定時株主総会決議に基づいて導入し、現在まで運用してきました。

本制度は、各取締役の職位等に応じた数の株式数を支給する内容としておりましたが、今般、本

制度と当社グループの中期的な経営戦略・計画との連動性をより高めるため、支給株式数を業績目標の達成状況に連動させる業績連動型株式報酬制度に変更することを本株主総会においてお願いするものであります。また、当社株式の取得資金として当社が信託に拠出する金額の上限、及び取締役に付与するポイント数の上限を引き上げることにより本制度に基づき取締役に支給する株式の上限数を引き上げることを本株主総会においてお願いするものであります。

本制度の主な改定内容は次のとおりです。

	現行	改定案
① 対象期間	2018 年3月末日に終了する事 業年度から2020 年3月末日に 終了する事業年度までの3事 業年度 (上記対象期間終了後、取締役 会決議により、計2事業年度延 長)	2023 年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度
①の対象期間3事業年度(変更前は信託期間3年間)において、対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金 300 百万円	合計金 450 百万円
対象期間をさらに延長する場合に、対象取締役に交付するた ③ めに必要な当社株式の取得資金として当社が追加拠出する 1年あたりの金銭の上限	金 100 百万円	金 150 百万円
④ 対象取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり 100,000 ポ イント	1事業年度あたり 150,000 ポ イント
⑤ ポイント付与基準	職位等に応じたポイントを付 与	職位及び業績目標の達成度に 応じたポイントを付与

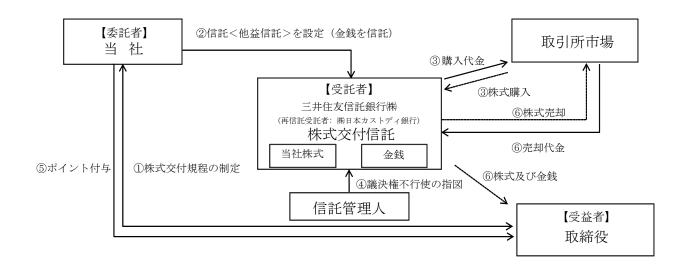
また、本制度は、取締役ではない当社執行役員及び当社グループの事業会社執行役員のうち所定の職位を有する者(以下総称して「執行役員等」)に対しても導入しているところ、執行役員等に対する株式報酬制度も同様に改定する予定です。

(2)制度概要

a. 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(設定済みです。以下「本信託」) が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信 託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、当社の取締役の退任時(ただし、 退任と同時にまたは引き続き当社グループの役員の地位にある場合には、当社グループの役員 でなくなった時)です。



- ① 当社は、取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を制定します(今回は、制定済みである株式交付規程を変更します。)。
- ② 当社が委託者として、2017 年 8 月 10 日に設定済みである本信託につき、信託期間を延長し、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭 (ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を追加拠出(追加信託)します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭(前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含む)を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法によります。)。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者)を定めております。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権 を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から 受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、 交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀 行に信託財産を管理委託(再信託)しております。

b. 本信託に対する金銭の信託

本株主総会で本制度の改定に関しご承認が得られることを条件として、当社は、下記 f. に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記 e. のとおり、本信託内の金銭

(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含む)を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)しております。

c. 対象期間及び信託期間

変更後の本制度による株式報酬は、2023年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」)に在任する取締役に対して支給します。

また、設定済みの本信託の信託期間を、本制度の変更・継続に伴い、2025年8月末日(予定)まで延長します。ただし、下記 d. のとおり、信託期間の再延長を行うことがあります。

d. 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、対象期間中に、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金 450 百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出(追加信託)します。本信託は、当社が追加拠出した金銭(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭をむ)を原資として、当社株式を取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注:当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、本制度に基づき取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金(上記)のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、上記(1)のとおり執行役員等に対しても本制度を継続する場合には、同制度に基づき執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金も別途あわせて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、新たな対象期間を都度定める(3事業年度以内の期間とします。)とともに、これに伴い、本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度をさらに継続することがあります。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金 150 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記 f. のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある等の場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

e. 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記 d. の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締

役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記 d. の株式取得資金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

f. 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式 交付規程に定めるポイント付与日において、職位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付 与します。具体的なポイント算定の方法は当社取締役会の決議により定めます。なお、当初の 対象期間(2023年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで の間)については、以下のポイント算定式のとおりとすることを予定しております。

(ご参考)

当社取締役会で定める予定のポイント算定式の主な内容は以下のとおりです。

(ポイント算定式)

職位ごとに定める基準ポイント×50%+職位ごとに定める基準ポイント×50%×業績 連動指数

上記ポイント算定式における「業績連動指数」は、中期的な経営戦略・計画で定めるサステナビリティに関する非財務指標その他の指標の目標達成度(%1)に応じて $0.0\sim1.5$ の範囲で決定される数値(%2)とするものとします。なお、業績連動指数を 1.0 とした場合のポイント数は、変更前の本制度のもとで付与されるポイント数よりも大きな数となります。

※1.以下の指標に関する各事業年度の目標値を設定し、各指標の達成率を算出します。各指標の達成率に以下の各ウェイトを乗じたものの合計値を目標達成度とすることを予定しております。なお、当初の対象期間中に取締役会決議をもって以下の内容を変更する場合があります。

指標	ウ	指標の算定方法	2021 年度	2022 年度	2024 年度
	工		実績	目標	目標
	イ				
	7				
働きが	1	メンタル不調によ	(集計中)	0.8%	0.64%
V	3	る休業者率			
DX	1	デジタルプロフェ	230 名	1,000名	2,500名
	3	ッショナル人財総			
		人数			
ダイバ	1	ラインポスト及び	3.4%	3.9%	5.0%
ーシテ	3	高度専門職におけ			
1		る女性の占める割			
		合			

※2. 目標達成度に応じて、下表に定める値を業績連動指数とします。

目標達成度	業績連動指数
120%以上	1.5
105%以上 120%未満	1.2
95%以上 105%未満	1.0
80%以上 95%未満	0.5
80%未満	0.0

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり 150,000 ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合(やむを得ない事情により退任すると判断される場合を除きます。)及び株式交付規程において定義する当社グループ会社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する場合等には、取締役会決議をもって、それまでに付与されたポイントは失効し、失効したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとし、また、以降のポイント付与も行わないものとします。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託 の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉 徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することが あります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信 託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

取締役が受ける当社株式の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株あたりの帳簿価格を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されます。)を基礎とします。

④ 取締役に交付する当社株式の数の上限

取締役に付与されるポイント数の上限は、前記のとおり、1事業年度あたり合計で150,000ポイントであるため、対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、当該1事業年度あたりのポイント数の上限に対象期間の事業年度数である3を乗じた数に相当する株式数である450,000株となります。当該ポイント数の合計の上限及び取得株式数の上限は、上記の信託への拠出額の上限を踏まえて設定しています。

g. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

h. 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

i. 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者 当社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者
当社の取締役および執行役員等のうち受益者要件を満たす者

信託管理人 当社及び当社役員から独立した第三者

議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) 信託の期間 2017 年8月10日~2025 年8月末日(予定)

(延長後)

信託の目的株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 取締役報酬の決定方針

上記のとおり、取締役及び監査役の金銭報酬額の改定、取締役に対する株式報酬制度の改定について、本株主総会においてご承認いただくことを条件に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定することを決議しました。

改定前	改定後
1. 基本方針	1. 基本方針
	当社の取締役報酬はコーポレートガバナンス
<新設>	の重要な構成要素の1つであり、業務執行者と監
	督者それぞれにとって当社グループの持続的な
	成長と中長期的な企業価値の向上に向けた適切
	なインセンティブの付与となるよう、これを設計
	<u>する。</u>
当社経営に対する監督の立場にある社外取締	当社経営に対する監督の立場にある社外取締
役の報酬については、特に短期的な業績変動によ	役を含む非業務執行取締役*の報酬については、
って左右されるべきものではなく、独立性の高い	特に短期的な業績変動によって左右されるべき

ポジションを確保するために、固定額の基礎報酬 のみで構成し、水準は外部専門機関の調査データ 等を勘案して決定する。

一方、業務執行取締役の報酬については、経営 陣幹部として業績や経営戦略に紐づいたインセンティブの付与が必要であるため、生活基盤となる固定額の基礎報酬に加えて、業績連動報酬及び 非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報 酬体系とし、経営戦略や経営課題に応じて、外部 専門機関の調査データ等から得た水準を考慮し ながら、報酬額の支給水準や報酬の種類別の支給 割合を調整することにより、その役割に応じた適 切な水準とする。

なお、取締役報酬のあり方・制度設計が最適な ものであるようにするため、取締役会及び報酬諮 問委員会にて定期的に審議し、継続的にその妥当 性を確認のうえ、改善を行うものとする。

2. 報酬付与の時期又は条件の決定に関する方針

それぞれの種類の報酬の目的に照らし、基礎報酬は生活基盤としての性格から月次、業績連動報酬は恒常的インセンティブとしての性格から月次で支給するものとし、株式報酬は中長期的な株主視点の共有としての性格から取締役かつ当社グループの役員の退任時に当社株式を対象取締役に交付する。

3. 基礎報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基礎報酬は、職位、職責に応じて、他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

4.業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬の一部を構成する業績 連動報酬については、経営陣幹部として業績や経 営戦略に紐づいたインセンティブの付与の観点 から、<u>資産効率</u>を含む財務目標の達成度とサステ ナビリティの推進を含む個人ごとの目標達成度 を含む非財務目標の達成度の両面を組み合わせ る。 ものではなく、独立性の高いポジションを確保するために、固定額の基礎報酬のみで構成し、水準は外部専門機関の調査データ等を勘案して決定する。

<現行とおり>

2.報酬付与の時期又は条件の決定に関する方針

それぞれの種類の報酬の目的に照らし、基礎報酬は生活基盤としての性格から月次、業績連動報酬は恒常的インセンティブとしての性格から月次で支給するものとし、株式報酬は取締役会で定めた株式交付規程に定める事業年度毎一定の日に対象取締役に後述のポイントを付与するとともに、中長期的な株主視点の共有としての性格から取締役かつ当社グループの役員の退任時に当社株式を対象取締役に交付する。

<現行とおり>

3. 基礎報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の 決定に関する方針

<現行とおり>

4.業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬の一部を構成する業績 連動報酬については、経営陣幹部として業績や経 営戦略に紐づいたインセンティブの付与の観点 から、投下資本効率を含む財務目標の達成度とサ ステナビリティの推進を含む個人ごとの目標達 成度を含む非財務目標の達成度の両面を組み合 わせる。 業績連動報酬は、グループ連結の売上高、営業利益、ROA等の財務指標の達成度とともに、サステナビリティの推進を含む個別に設定する目標の達成度を踏まえた総合的な判断を踏まえて算出する。基準とする財務指標は、事業成果に基づく客観的かつ明確な評価に適しているとともに、資産効率の向上の意識付けの観点から選択する。

個人別の業績連動報酬額を算出するまでに要する計算式の概要等は以下のとおりとする。

[個人別の業績連動報酬額を算出するまでに要する計算式]

評価によって算出した指数(※) × 職位別の 基準額 = 個人別の業績連動報酬額

※財務指標の達成度と非財務目標の達成度を総合考慮した指数

また、業務執行取締役の報酬の一部として、非 金銭報酬である株式報酬を付与する。当社におい ては、株価上昇によるメリットを享受するのみな らず株価下落リスクをも負担し、株主視点を共有 するべく、2017年6月28日開催の第126期定時 株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入して いるが、これは当社が設定した信託が当社株式を 取得し、対象となる取締役に対して当社株式を交 付する株式交付信託である。具体的には、取締役 会で定めた株式交付規程に基づき、対象取締役に 対して職位等に応じてポイントを付与し(1事業 年度当たり 100,000 ポイントを上限とする。)、 付与を受けたポイント数に応じて、取締役かつ当 社グループの役員の退任時に、当社株式を対象取 締役に交付するものである(交付される株式の数 は、付与されたポイント数に1を乗じた数)。

5. 業務執行取締役の基礎報酬、業績連動報酬の 額又は非金銭報酬の額の個人別報酬額に対する 割合の決定に関する方針

各業務執行取締役の基礎報酬、業績連動報酬及 び株式報酬の個人別報酬額の構成割合について は、外部専門機関の調査データ等から得た水準を 考慮しながら、経営戦略や経営課題に応じた適切 な動機付けとなるよう設定する。

各業務執行取締役の基礎報酬:業績連動報酬: 株式報酬の構成割合をおよそ6:3:1とし、このうち業績連動報酬は、職位別に定めた基準額に対して、評価によって0~200%となるように設 業績連動報酬は、グループ連結の売上高、営業利益、<u>ROIC</u>等の財務指標の達成度とともに、サステナビリティの推進を含む個別に設定する目標の達成度を踏まえた総合的な判断を踏まえて算出する。基準とする財務指標は、事業成果に基づく客観的かつ明確な評価に適しているとともに、<u>投下資本効率</u>の向上の意識付けの観点から選択する。

<現行とおり>

また、業務執行取締役の報酬の一部として、非 金銭報酬である株式報酬を付与する。当社におい ては、株価上昇によるメリットを享受するのみな らず株価下落リスクをも負担し、株主視点を共有 するべく、株式報酬制度を導入しているが、これ は当社が設定した信託が当社株式を取得し、対象 となる取締役に対して当社株式を交付する株式 交付信託である。具体的には、取締役会で定めた 株式交付規程に基づき、対象取締役に対して職位 等に応じて中期経営計画で設定する目標の達成 度に連動したポイントを付与し(1事業年度当た り 150,000 ポイントを上限とする。)、付与を受 けたポイント数に応じて、取締役かつ当社グルー プの役員の退任時に、当社株式を対象取締役に交 付するものである(交付される株式の数は、付与 されたポイント数に1を乗じた数)。

5.業務執行取締役の基礎報酬、業績連動報酬の 額又は非金銭報酬の額の個人別報酬額に対する 割合の決定に関する方針

<現行とおり>

計する。ただし、取締役会及び報酬諮問委員会に てその妥当性を定期的に審議し、継続的にその妥 当性を確認のうえ、改善を行うものとする。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の個人別の報酬額のうち、業績連動報酬については、取締役会決議に基づき報酬諮問委員会にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は、報酬諮問委員会が、各業務執行取締役の業績連動報酬について、取締役社長から提案された個人別の目標達成度の評価の合理性・適正性を確認し、これを取締役会で決定された計算式の枠組みに投入して個人別の業績連動報酬の金額を決定することとする。

当該権限が適切に行使されることを確保するため、報酬諮問委員会は社外取締役を過半数の委員として構成することとし、取締役会に対して定期的に上記確認及び決定のプロセスを報告する。各取締役の個人別報酬額のうち、基礎報酬及び株式報酬の決定にあたっては、取締役会は報酬諮問委員会に審議を求め、報酬諮問委員会の審議結果を十分に斟酌したうえで、取締役会にて決定することとする。

なお、職位毎の固定額の基礎報酬は、取締役会でその金額を決定のうえ支給するものとし、株式報酬については、取締役会で決定された株式交付規程に基づいて各取締役にポイントを付与し、所定の条件成就時に当該取締役に当社株式を交付する方法で支給するものとする。

<新設>

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

<現行とおり>

7.取締役の個人別の報酬等の内容についての決 定に関する重要な事項

上記の業務執行取締役の報酬の一部としての 非金銭報酬である株式報酬について、その支給対 象となる取締役であっても、自己都合により退任 する場合(やむを得ない事情により退任すると判 断される場合を除く。)及び株式交付規程におい て定義する当社グループ会社に損害を与えたこ とに起因して取締役を解任され又は辞任する場 合等には、取締役会決議をもって、それまでに付 与されたポイントの全部又は一部は失効し、失効 したポイント見合いの当社株式については交付 を受けないものとし、また、以降のポイント付与 も行わないものとする。

*非業務執行取締役には取締役会長を含む。

以上